

平成 25 年版

浜松市の市税のすがた

浜 松 市

目 次

浜松市の税のあらまし

1	はじめに	1
2	平成 24 年度市税の決算状況と分析	
(1)	平成 24 年度収入状況	2
(2)	収入率の状況	6
(3)	滞納繰越額の状況	8
(4)	不納欠損処理の状況	10
3	平成 25 年度市税予算の概要	12
	収入率向上・滞納額削減対策	
1	平成 25 年度の目標と対策	13
2	個別の取組み	
(1)	民間委託による初期滞納への対応	15
(2)	口座振替の推進	16
(3)	外国人の収入率の向上	17
(4)	特別徴収事業所の指定の徹底と適正な管理	18
(5)	浜松納税意識啓発市民会議との協働	19
(6)	エルタックスの実績と取組み	20
(7)	市役所の税務組織体制の見直し	21
	国と地方の取組み	
1	国と地方の税体系	22
2	静岡地方税滞納整理機構の実績と効果	24
3	条例指定寄附金制度	25
4	ふるさと納税(寄附金)制度	26
	浜松市の税の分析	
1	統計からみた税の分析	
(1)	全国的な比較からみた浜松市の特徴	28
(2)	経年変化からみた平成 24 年度決算の特徴	30
(3)	浜松市の市税収入率実績表	32
2	市民一人当たりの分析	
(1)	市民一人当たりの市税と歳出額の関係	33
(2)	市民一人当たりの個人市民税と法人市民税の関係	34

浜松市の税のあらまし

1 はじめに

地方自治体を支える財源には様々な種類があり、税はその根幹をなすものである。本市においては、個人市民税をはじめ 9 種類の税を課税しており、平成 24 年度市税収入は 1,245 億円と、一般会計歳入総額 2,800 億円の 44.4%を占めている。

平成 24 年度は、全体としては前年度収入額を約 5 億円下回ったが、収入率をみると、平成 19 年度に「市税滞納削減アクションプラン」、平成 22 年度に第 2 次となる「市税滞納削減新アクションプラン」を策定し、収入率の向上や滞納額削減に向けて、職員が一丸となって取り組んだ結果、3 年連続で上昇し、現年課税分収入率は 98.84%となり、過去最高の収入率となった。

また、滞納整理を積極的に行った結果、平成 24 年度末の市税累積滞納額は、対前年比 8 億円減少し、60 億円を下回った。

収入率向上・滞納額削減は、市財政の運営はもとより税等の負担の公平性の確保にとって極めて重要な要素である。滞納を見逃すことは、多くの善良な市民に対して、負担の公平性を揺るがし、市民のモラルハザードに繋がる事が危惧される。

本市では、これまでの取組みが一定の成果を収めたことから、更なる収入率向上を目指すために、「第 3 次市税滞納削減アクションプラン」を策定し、これまでの取組みを継続するとともに、「新たな目標」と「重点的取組みの方向性」を示し、一層の収入率向上・滞納削減に取り組んでいく。

この「市税のすがた」は、市税の状況を総合的に開示するとともに、収入状況等の分析に基づき、今後の取組みを示すことで、市税の現状について理解いただく際の案内役となるものと考えている。

2 平成 24 年度市税の決算状況と分析

(1) 平成 24 年度収入状況

(単位：百万円、%)

		23 決算額	24 最終予算	24 決算額	= - 決算 増減額	/ 決算 増減率	- 予算 増減額
市民税	個人	43,040	44,511	44,691	1,651	3.84	180
	法人	10,272	10,240	10,483	211	2.05	243
固定資産税		53,510	50,316	50,666	2,844	5.31	350
軽自動車税		1,491	1,472	1,524	33	2.21	52
市たばこ税		4,902	4,777	4,836	66	1.35	59
事業所税		4,240	4,912	5,024	784	18.49	112
都市計画税		7,482	6,971	7,147	335	4.48	176
その他の税		112	101	138	26	23.21	37
計		125,049	123,300	124,509	540	0.43	1,209

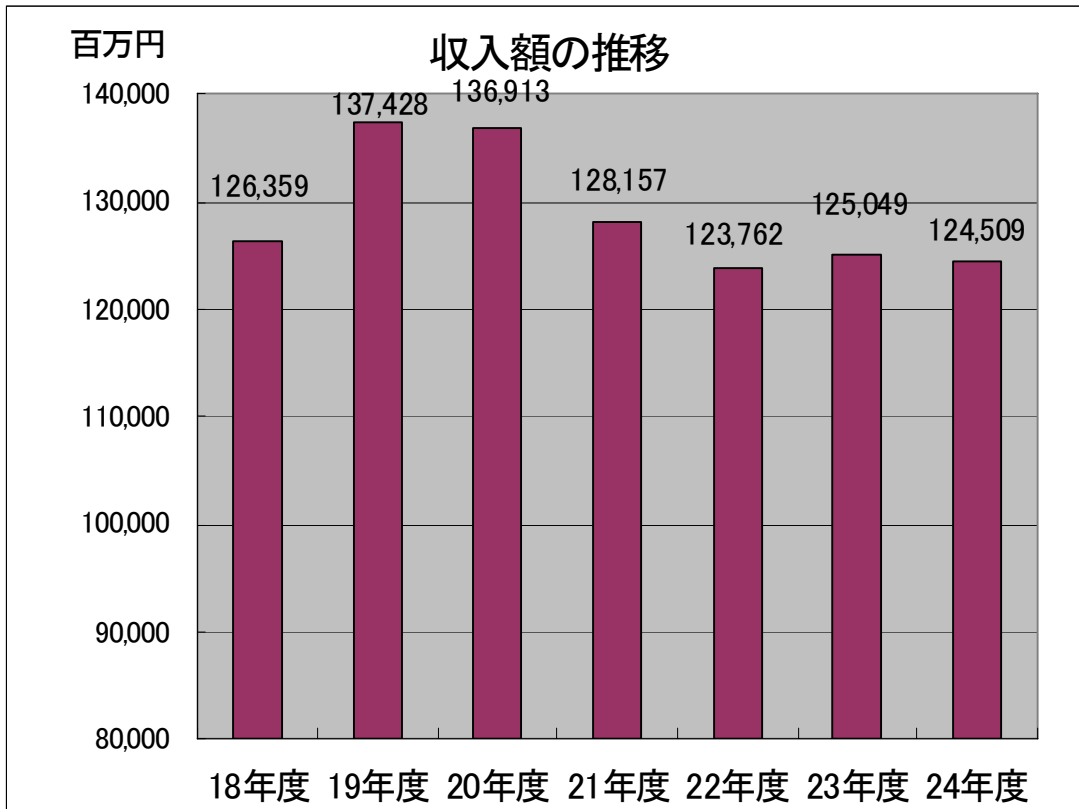
(現年課税分、滞納繰越分を含む)

《収入額の現状》

個人市民税は扶養控除の見直しなどにより増加したものの、固定資産税は3年に一度の評価替えに伴う既存家屋の減価により大幅に減少したため、市税全体としては約5.4億円の収入減となった。

- ・個人市民税について、平成 24 年度課税の基礎となる平成 23 年度分所得額は、平成 22 年度所得額とほぼ同額であったが、扶養控除の見直し(年少扶養控除廃止)などにより、対前年比約 16.5 億円の増となった。
- ・法人市民税は、法人税割額の納税義務者数の増(+501社)により、約 2.1 億円の増となった。
- ・固定資産税は、土地は地価下落の影響により約 2.6 億円の減、家屋は3年に一度の評価替えにより、既存家屋が減価したため 21.2 億円の減、償却資産は新規設備投資分が 4 億円の減となり、全体では約 28.4 億円の減となった。
- ・軽自動車税は、軽四輪乗用自動車の登録台数の増により、約 0.3 億円の増となった。

- ・市たばこ税は、売り渡し本数が約1,135万本減となったため約0.6億円の減となった。
- ・事業所税は、合併により新たに浜松市となった地域における課税免除が終了したため、約7.8億円の増となった。
- ・都市計画税は固定資産税と同様、土地の地価下落及び評価替えによる既存家屋の減価により、約3.4億円の減となった。



《収入額の他都市比較》

(= 類似都市)

市 名	市税収入額 (百万円)	順位	市民一人当たり (円)	順位
横浜市	701,226	1	189,433	4
大阪市	627,006	2	233,705	1
名古屋市	487,285	3	214,670	2
川崎市	285,254	4	197,306	3
札幌市	273,833	5	141,539	19
福岡市	269,697	6	179,465	5
神戸市	266,520	7	173,000	9
京都市	242,658	8	164,874	11
さいたま市	218,384	9 (1)	175,843	6 (1)
広島市	199,722	10	168,958	10
仙台市	170,074	11	159,455	13
千葉市	168,968	12	175,295	7
北九州市	155,521	13	160,541	12
堺市	130,988	14 (2)	155,666	15 (4)
浜松市	124,509	15 (3)	157,003	14 (3)
静岡市	124,449	16 (4)	175,262	8 (2)
新潟市	118,175	17 (5)	145,856	18 (7)
相模原市	108,338	18 (6)	150,444	17 (6)
岡山市	108,088	19 (7)	151,624	16 (5)
熊本市	94,595	20 (8)	128,038	20 (8)
指定都市平均	243,765		169,899	
類似都市平均	128,441		154,967	

各市の金額は速報値で決算認定前の数値

() の順位は類似都市内の順位

類似都市()とは、市町村合併支援プランにより平成13年以降に合併を行い政令指定都市に移行した自治体をいう。

さいたま市、静岡市、堺市、浜松市、新潟市、岡山市、相模原市、熊本市が該当する。

20 政令指定都市(以下、「指定都市」)中、市税収入額は15位、一人当たり市税額は14位

- ・本市の市税収入額1,245億900万円は、指定都市20市中15位で、指定都市の平均収入額約2,438億円の約半分。
- ・市民一人当たり市税157,003円は、指定都市中14位で、指定都市平均を12,896円下回る。
- ・市税収入額、市民一人当たり市税ともに類似都市平均に近い数値である。

(2) 収入率の状況

【平成 24 年度（現年課税分）収入率】

（単位：百万円、％）

		調定額	収入額	/ H24 収入率	H23 収入率	/ - 収入率増減
市民税	個人	44,637	43,853	98.24	97.93	0.31
	法人	10,506	10,454	99.50	99.55	0.05
固定資産税		50,562	50,084	99.06	98.84	0.22
軽自動車税		1,536	1,504	97.92	97.73	0.19
市たばこ税		4,836	4,836	100.00	100.00	0.00
事業所税		4,997	4,978	99.61	99.22	0.39
都市計画税		7,133	7,066	99.05	98.84	0.21
その他の税		136	134	99.02	95.21	3.81
現年課税分計		124,343	122,909	98.85	98.63	0.22
滞納繰越分		6,730	1,600	23.78	23.11	0.67
合 計		131,073	124,509	94.99	94.41	0.58

収入率は、千円単位で計算

《収入率の現状》

現年課税分収入率 98.85%は前年度から 0.22 ㊦ 増

- ・ 市税全体の現年課税分・滞納繰越分合計の収入率は、前年度と比べて 0.58 ㊦ 増の 94.99%となった。
- ・ 個人市民税の現年課税分収入率は、特別徴収事業所の拡大と、普通徴収分の早期滞納処理対策の強化により、全体では 0.31 ㊦ 増の 98.24%となった。
- ・ 固定資産税の現年課税分収入率は、前年度と比べて 0.22 ㊦ 増の 99.06%となった。
- ・ 滞納繰越分の収入率は、前年度と比べて 0.67 ㊦ 増の 23.78%となった。

《収入率の他都市比較》

(= 類似都市)

市名	全体収入率	順位	現年課税分収入率	順位	滞納繰越分収入率	順位
名古屋市	98.33%	1	99.43%	1	35.79%	3
横浜市	98.18%	2	99.16%	2	43.11%	1
京都市	97.39%	3	99.08%	3	33.39%	5
川崎市	96.77%	4	98.94%	7	30.15%	7
福岡市	96.51%	5	98.99%	6	27.31%	9
北九州市	96.47%	6	98.79%	12	34.29%	4
広島市	96.45%	7	99.07%	4	28.45%	8
大阪市	96.26%	8	99.06%	5	24.28%	16
神戸市	95.88%	9	98.91%	9	25.25%	12
札幌市	95.77%	10	98.64%	13	35.95%	2
◇新潟市	95.28%	11 (1)	98.91%	10 (2)	25.14%	14 (4)
仙台市	95.21%	12	98.61%	14	31.16%	6
◇堺市	95.06%	13 (2)	98.56%	16 (4)	26.59%	10 (1)
◇浜松市	94.99%	14 (3)	98.85%	11 (3)	23.78%	17 (6)
◇静岡市	94.80%	15 (4)	98.92%	8 (1)	26.18%	11 (2)
◇さいたま市	94.58%	16 (5)	98.54%	17 (5)	25.16%	13 (3)
◇相模原市	94.34%	17 (6)	98.43%	19 (7)	22.63%	18 (7)
◇岡山市	94.09%	18 (7)	98.52%	18 (6)	20.85%	19 (8)
千葉市	93.61%	19	98.56%	15	18.83%	20
◇熊本市	92.79%	20 (8)	98.24%	20 (8)	24.59%	15 (5)
指定都市平均	95.64%		98.81%		28.14%	
類似都市平均	94.49%		98.62%		24.37%	

各市の収入率は速報値で決算認定前の数値。(同率の場合は、小数点第三位で順位付)

()内の順位は類似都市内の順位

現年課税分、滞納繰越分収入率ともに前年度と比べて上昇しているものの、指定都市全体の収入率も上昇していることから、全体収入率及び滞納繰越分において順位を落とした。全体収入率は、類似都市中3位である。

- ・収入率は、横浜市、名古屋市、京都市など旧5大市が高く、類似都市が低い傾向。
- ・市税全体収入率94.99%(H23:94.41%)は、指定都市の平均95.64%(H23:95.16%)より0.65ポイント低く、20市中14位(H23:13位)。
- ・現年課税分収入率98.85%(H23:98.63%)は、指定都市の平均98.81%(H23:98.65%)より0.04ポイント高く、20市中11位(H23:11位)。
- ・滞納繰越分収入率23.78%(H23:23.11%)は、指定都市の平均28.14%(H23:26.71%)より4.36ポイント低く、20市中17位(H23:15位)。
- ・類似都市平均と比べると、全体及び現年課税分収入率では8市中3位、滞納繰越分収入率は8市中6位。

(3) 滞納繰越額の状況

(単位:百万円、%)

	H24	H23	H24-H23
前年度末の滞納繰越額	6,833	7,435	602
のうち、収入額	1,601	1,708	107
不納欠損額	563	522	41
調整額(調定減)	102	45	56
新規滞納額	1,432	1,673	241
年度末滞納繰越額 - - + +	5,999	6,833	834
滞納繰越額の増減 -	834	602	231
滞納繰越分収入率	23.77	23.11	0.68

調定額に対する滞納繰越額の割合

(単位:百万円、%)

	H24		H23	
	税額	割合	税額	割合
調定額(現年課税分+滞納繰越額)	131,073		132,448	
うち滞納繰越分調定額	6,730	5.13	7,389	5.58
年度末滞納繰越額	5,999	4.58	6,833	5.16

滞納繰越額税目別内訳及び人数

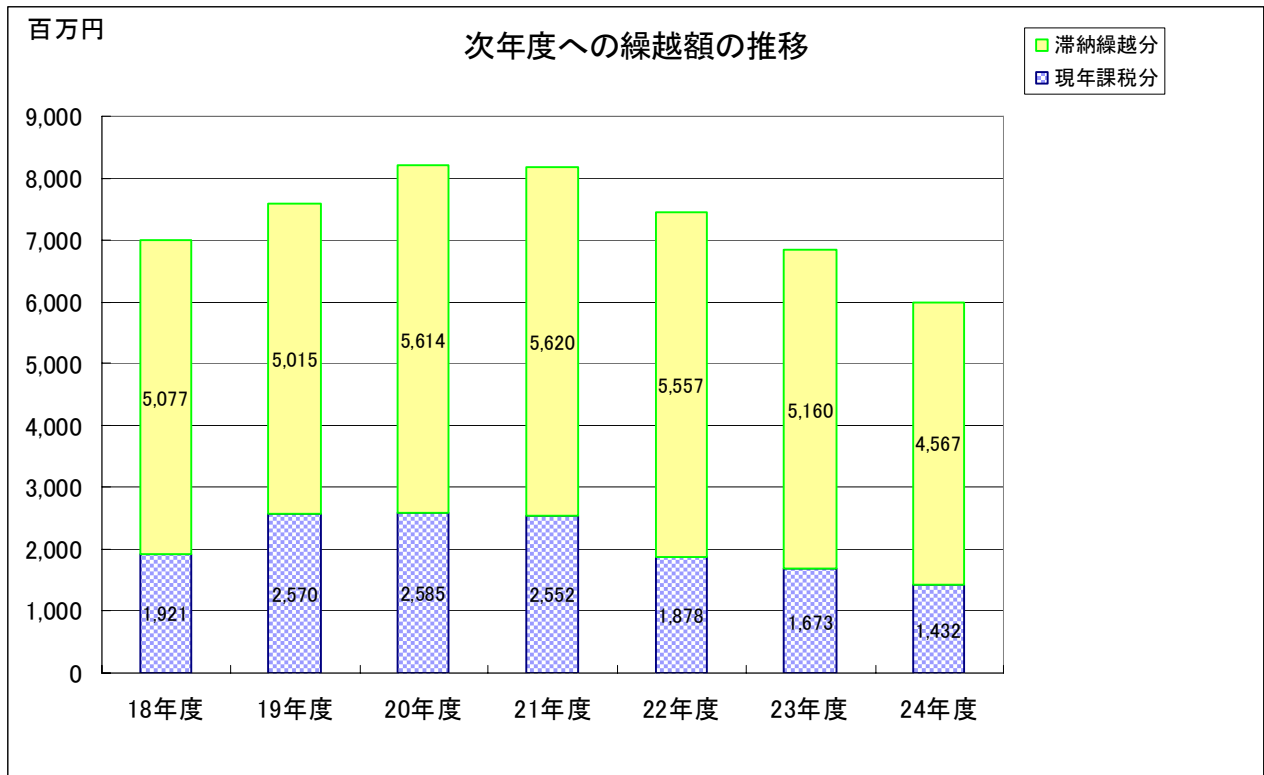
(単位:百万円)

税目		H24	H23	H24-H23
市民税	個人	3,659	4,236	577
	法人	152	144	8
固定資産税		1,773	1,983	210
軽自動車税		114	116	2
事業所税		48	80	32
都市計画税		249	257	8
その他の税		4	17	13
合計		5,999	6,833	834
実人数		42,084	46,533	4,449

《滞納繰越額の現状》

平成24年度末滞納繰越額は前年度と比べて約8.3億円減少し、60億円を下回った。

- ・滞納繰越分の収入額は、対前年比1億円減の16億円。
- ・新規滞納額は、対前年比2.4億円減の14.3億円。
- ・税目別では、個人市民税が5.8億円減、固定資産税が0.2億円減で、全体では8.3億円の減となった。
- ・滞納繰越の人数は、前年度と比べて4,449人減の42,084人となった。



《滞納繰越額の他都市比較》

市名	年度末滞納繰越額 (百万円)	調定額に対する 割合
名古屋市	6,499	1.31%
横浜市	10,632	1.49%
京都市	5,973	2.40%
川崎市	7,992	2.71%
福岡市	8,366	2.99%
北九州市	5,215	3.23%
広島市	6,765	3.27%
大阪市	21,671	3.33%
神戸市	9,863	3.55%
札幌市	10,599	3.71%
仙台市	7,763	4.35%
新潟市	5,421	4.37%
静岡市	5,948	4.53%
浜松市	5,999	4.58%
堺市	6,519	4.73%
さいたま市	11,279	4.88%
相模原市	6,013	5.24%
岡山市	6,346	5.52%
千葉市	10,307	5.71%
熊本市	6,521	6.40%
指定都市平均	8,285	3.92%

年度末滞納繰越額の市税調定額に対する割合
は指定都市平均以下

- ・ 現年課税分と滞納繰越分の合計調定額に対する年度末滞納繰越額の割合 4.58% (H23:5.16%) で、指定都市の平 3.92% と比べて 0.66ポイント高い。
- ・ 全ての市において、滞納繰越額(前年度指定都市平均:9,517百万円)、調定額に対する割合(前年度指定都市平均:4.42%)とも減少しており、どの都市でも、徴収対策に重点を置いていることがうかがえる。

各市の金額は速報値で決算認定前の数値

(4) 不納欠損処理の状況

区分	平成24年度		平成23年度		増減	
	件数(件)	税額(千円)	件数(件)	税額(千円)	件数(件)	税額(千円)
消滅時効	20,754	256,629	25,162	229,702	4,408	26,927
執行停止3年継続	7,776	121,195	2,689	39,986	5,087	81,209
即時欠損処理	8,063	191,110	8,823	299,500	760	108,390
計	36,593	568,934	36,674	569,188	81	254

不納欠損処理……………既に調定されている歳入が、以下の理由により徴収し得なくなり、今後も徴収の見込みがない場合、地方公共団体において処理するもの。

- ・消滅時効……………徴収権を5年間行使しないことによって、時効により消滅したもの。(執行停止期間中に時効により先に消滅したものを含む。)
(地方税法第18条)
- ・執行停止3年継続…滞納処分の執行停止をした場合において、その停止が3年間継続したことにより消滅したもの。
(地方税法第15条の7第4項)
- ・即時欠損処理……………滞納処分の執行停止をした場合において、直ちに消滅させたもの。
(地方税法第15条の7第5項)

《不納欠損処理の現状》

平成24年度の不納欠損額は、前年度と比べてほぼ同程度の約5.7億円

- ・不納欠損全体の処理件数、不納欠損額については、ほぼ前年度と同様。
- ・早期の滞納整理としてスケジュール管理の徹底、システムティックな対応を推進したことにより、執行停止による件数が増加し、消滅時効により不納欠損となる件数は減少した。

《不納欠損額の他都市比較》

市名	不納欠損額 (千円)	調定額に対する 割合
熊本市	850,136	0.83%
千葉市	1,350,822	0.75%
静岡市	935,098	0.71%
神戸市	1,584,207	0.57%
さいたま市	1,271,657	0.55%
札幌市	1,522,822	0.53%
川崎市	1,540,842	0.52%
福岡市	1,392,383	0.50%
仙台市	825,084	0.46%
相模原市	493,020	0.43%
浜松市	568,934	0.43%
大阪市	2,673,286	0.41%
岡山市	454,241	0.40%
新潟市	497,554	0.40%
名古屋市	1,803,793	0.36%
広島市	744,935	0.36%
横浜市	2,373,687	0.33%
北九州市	496,768	0.31%
京都市	557,986	0.22%
堺市	292,634	0.21%
指定都市平均	1,111,494	0.46%

不納欠損額の市税調定額に対する割合は指定都市の中で平均的な水準

- ・ 現年課税分と滞納繰越分の合計調定に対する不能欠損額の割合は、0.43%（H23:0.43%）で指定都市の平均0.46%と同水準である。
- ・ 調定額に対する不納欠損額は1%に満たない状況であるが、各市とも年度によってバラツキがみられる。

各市の金額は速報値で決算認定前の数値

3 平成 25 年度市税予算の概要

(単位：千円、%)

税 目		平成 25 年度 当初予算	平成 24 年度 最終予算	= - 比較増減	/ 伸び率	構成比
市民税	個人	44,248,000	44,511,000	263,000	0.59	36.15
	法人	9,626,000	10,240,000	614,000	1.2	7.87
固定資産税		50,017,000	50,218,000	201,000	0.4	40.86
国有資産等所在 市町村交付金		98,000	98,000	0	0.0	0.08
軽自動車税		1,514,498	1,472,498	42,000	2.9	1.24
市たばこ税		5,010,980	4,776,980	234,000	20.0	4.09
鉱産税		20	20	0	0	0.00
特別土地保有税		2	2	0	0	0.00
入湯税		112,500	100,500	12,000	11.9	0.09
事業所税		4,820,000	4,912,000	92,000	1.9	3.94
都市計画税		6,953,000	6,971,000	18,000	0.3	5.68
計		122,400,000	123,300,000	900,000	0.7	100.00

市税総額は 1,224 億円で、前年度最終予算額と比較して 9 億円、0.7%減

- ・ 法人市民税は、税制改正に伴う法人実効税率の引下げ等により 6.1 億円の減。
- ・ 固定資産税は、地価下落の影響による減（土地）と、新規設備投資の抑制による減（償却資産）を見込んで、全体で 2 億円の減。
- ・ 軽自動車税は、軽四輪乗用自動車の登録台数の増を見込んで 0.4 億円の増。
- ・ 市たばこ税は、税制改正による県たばこ税の一部移譲による増。
- ・ 固定資産税および個人市民税で市税全体の約 77%を占めている。

収入率向上・滞納額削減対策

1 平成 25 年度の目標と対策

- ・市税滞納新アクションプラン（第 2 次）が平成 24 年度で終了し、目標を上回る結果を残したことを受けて、平成 25 年度からは「第 3 次市税滞納削減アクションプラン」により、新たな目標値を設定し、更なる収入率向上・滞納額削減を図っていく。

< 第 3 次アクションプラン H25 全体目標 >

現年課税分収入率	98.95%	滞納繰越額	56 億円未満
----------	--------	-------	---------

< 項目別目標 >

現年課税分滞納整理体制の確立

現年課税分収入率	H24 実績 98.85%	第 3 次アクションプラン H25 目標 98.95%
----------	------------------	--------------------------------

➤ 徴収対策の企画と進捗管理

- ・徴収業務の年間・月間スケジュールに基づき、担当者別の目標額を明確にし、達成率の進捗管理を徹底する。

➤ 現年課税分早期滞納処分の実施

- ・現年課税分のみ滞納で主要税目（市・県民税、固定資産税）を 1 期でも滞納している者に対しても早期滞納処分を実施し、現年課税分収入率の向上を図る。

➤ 民間委託業務の効率化

- ・電話催告システムの更新や、民間に委託している催告業務の拠点が元目分庁舎に移転することに伴い、収納対策課と委託先との事務連絡が容易となり、業務連携の合理化、拡充により、委託業務内容の見直しや、効率性を高め、一層の業績の向上を図っていく。
- ・滞納者への早期の対応は、電話催告を主体とし、適時に訪問催告を行うことで、費用対効果が高い催告を実施する。

差押えを中心とした滞納整理の徹底

差押え目標	H24 実績 4,721 件	第 3 次アクションプラン H25 目標 4,800 件
-------	-------------------	---------------------------------

- 来庁要請、法的処分中心の滞納整理の更なる徹底を図る。
- 財産調査、配当計算書作成事務の一層の合理化により職員の事務軽減を図る。

滞納繰越分徴収額の確保

滞納繰越分収入率	H24 実績 23.78%	第 3 次アクションプラン H25 目標 25.50%
----------	------------------	--------------------------------

- 徴収担当職員のグループ目標や個人目標を明確にし、定期的な進捗管理を行い効果的な滞納整理を進める。
- 搜索、インターネット公売、不動産公売の実施により、回収困難債権の処理を進めていく。

- 長期滞納案件について徹底した調査を行い、早期に債権処理の方針を決定し、滞納整理推進を図る。
- 滞納額の少額な案件については、合理的な財産調査を行い、債権処理方針を決定する。

外国人の収入率の向上

収入率	H24 実績 62.95%	第3次アクションプランH25目標 64.50%
-----	------------------	----------------------------

収入率は個人市民税特別徴収分を除く

- 納税に対する広報を積極的に実施するとともに、滞納に対しては財産・収入状況等の調査を徹底し、差押等の法的処分による徴収対策を強化する。
- 納税相談に積極的に対応し、滞納処分の停止及び現年課税分の減免等にも取り組み、滞納額の削減を図っていく。

口座振替の推進

口座振替利用率	H24 実績 54.84%	第3次アクションプランH25目標 54.9%
---------	------------------	---------------------------

- 平成 25 年度からは、納税通知書へ口座振替用申込用の返信封筒を同封し、申込者の利便性を向上させることで、より一層の口座振替加入者の増を図っていく。

特別徴収事業所の指定の徹底と適正な管理

特別徴収率	H24 実績 82.4%	第3次アクションプランH25目標 83.0%
-------	-----------------	---------------------------

特別徴収率：給与所得者数のうち特別徴収による納税者の割合

- 平成 24 年度静岡県下一斉の特別徴収事業所への指定取組みとの連携を図り、受給者総人員 3 人以上の事業所の指定を行ったため、平成 25 年度からは新たに指定した事業所への啓発とともに、未納事業所への早期取組みを行う。

個人市民税の収入率向上を目指した県との連携

- 県と連携した徴収対策を行う。

個人市民税収入率 (現年課税分+滞納繰越分)	H24 実績		H25 目標	
	県 90.8	浜松市 91.6%	県 91.6%	浜松市 91.9%

納税意識高揚施策の展開

- 浜松納税意識啓発市民会議と連携して、納税意識の啓発を図る。
- 平成 25 年版「市税のすがた」の作成・公表により納税意識の啓発を図る。

2 個別の取組み

(1) 民間委託による初期滞納への対応

滞納整理は、滞納早期からの催告、累積防止の勧告が中・長期的な収入率向上につながるため、初期対応が肝要であるが、対象者が多く、職員が個別に対応することは困難である。そのため、現年課税分のみ滞納者に対する電話催告、その後の訪問催告を民間委託し、早期かつ綿密な納付催告を実施することにより、公平・公正な市税の徴収体制を維持し、現年課税分収入率の向上を図る。

➤ 電話催告業務内容

納期限経過後約 30 日から 80 日までの滞納市税について、電話による滞納者への納税指導

➤ 訪問催告業務内容

納期限経過後 80 日を超える滞納市税について、滞納者宅を訪問し納税指導

➤ 民間委託区分

年度区分		4月	6月	7月	8月	10月	12月	2月	4月
市税	前年度分	7月まで実施							
	現年課税分		6月から実施						

平成 24 年度の実績

➤ 催告対象者に対する催告の状況(会話率)

	対象人員	会話人員	会話率
電話催告	60,188 人	38,726 人	64.34%
訪問催告	41,180 人	22,229 人	53.98%

重複し対象となることがあります。

➤ 委託した未納額に対する納付の状況

年度区分	対象年度(切替時期)	対象金額(千円)	納付金額(千円) (年度末時点)	
H23 年度	H22 年度課税分(～H23/7月)	278,500	3,048,468	90,653
	H23 年度課税分(H23/6月～)	2,769,968		2,300,942
H23 年度委託契約額 106,944 千円				
H24 年度	H23 年度課税分(～H23/7月)	313,999	2,783,843	123,936
	H24 年度課税分(H23/6月～)	2,469,844		2,048,396

納付額には自主納付分が含まれます。

H24 年度委託契約額 49,535 千円

(2) 口座振替の推進

- ・ 口座振替による納期内納付率は、96.42%と非常に高く、口座振替の推進は収入率の向上に大きく貢献している。

経過

- 安全・確実な口座振替制度を推進してきたことにより、指定都市の中で上位の口座振替利用率を維持している。
- 平成 24 年度は、金融機関窓口での口座振替加入促進事業を実施した。
(平成 22 年度からの継続事業)

口座振替利用率 (平成 24 年度)

個人市民税 (普通徴収)	固定資産税・ 都市計画税	軽自動車税	全 体
43.58%	65.84%	24.84%	54.84%

- ・ 浜松市の上記利用率は、すべての税目について指定都市 20 市中上位となっている。
(ただし、一部の市に口座振替未実施税目と未集計税目あり)

平成 24 年度実施事業

金融機関が積極的な呼びかけにより、新規の市税口座振替加入者を獲得した場合、1 件 525 円の手数料を市が金融機関に支払った。

$$525 \text{ 円} \times 2,955 \text{ 件} = 1,551 \text{ 千円}$$

ホームページからダウンロードできる口座振替申込用紙の導入を行った。

今後の取組み

口座振替申込者の利便性向上を目的として、平成 25 年度の当初納税通知書から、口座振替依頼書に加え、返信用封筒を同封し、郵送による口座振替申込の拡大を図る。

継続して実施する口座振替推進対策

- ・ 金融機関、公共機関へのリーフレット配布
- ・ 宣伝用ティッシュペーパーなどの作成、配布
- ・ 宣伝ポスターの作成、掲示
(遠州鉄道駅構内、公共機関など)
- ・ バス、電車車内電光表示広告
- ・ 市役所庁舎壁面懸垂幕掲示
- ・ 市役所庁内モニター掲載

(3) 外国人の収入率の向上

現状

- ブラジル人を中心に外国人約 2 万 2 千人が市内に居住している。最盛期では 3 万人余が居住していたが、リーマンショックとその後の景気低迷の影響により約 1 万 1 千人程度減少した。現在市内の総人口 81 万 2 千人のうち約 2.7%を占めている。
- 日本の経済・雇用情勢の悪化とブラジルやアジア諸国の経済成長により、母国帰国の機運が高まったことが原因と考えられる。
- 外国人の滞納の問題は、滞納を残したままで帰国してしまうことである。帰国と、一時帰国との区別が困難なことで状況把握が後手に回り滞納整理の大きな障害となっている。
- 平成 24 年度決算時の滞納繰越額は、全体で 59.99 億円に対し、外国人全体では 6.65 億円。約 11.1%と人口比率を上回る高い比率となっている。

人口(注 1)	浜松市全体	818,089 人
	外国人	25,392 人
H24 現年度分収入率 (注 2)		62.95% (注 3)
H24 滞納繰越額 (注 2)		665 百万円

注 1 人口は平成 24 年 1 月 1 日現在

注 2 外国人の各項目は決算整理前の抽出データにより算出

注 3 対象税目は個人市民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税

今後の取組み

- 外国人学校での租税教室や、多言語に対応したパンフレット作成などにより納税意識の啓発、広報活動を行っていく。
- 従来どおり、担税力がある場合は、財産調査を徹底し差押処分を積極的に実施していき、担税力が減少した場合は、徴収の猶予措置等を法律に従い進めていく。
- 担税力を喪失し、換価可能財産も無い場合は、滞納処分の停止等を迅速に行う。
- 外国人全体の 3 割に及ぶ帰国や転出者について、実態を正確に把握し徴収不可能な滞納者については、その整理を迅速に進める。

(4) 特別徴収事業所の指定の徹底と適正な管理

「特別徴収」の法的位置付け

地方税法において、「市長村は、納税義務者が前年中において給与の支払を受けた者であり・・・(個人住民税を)・・・特別徴収の方法によって徴収するものとする。」と規定され、事業所への特別徴収(給与からの引き去り)が義務付けられている。

特別徴収と普通徴収の収入率の比較

特別徴収は普通徴収に比べ収入率が約7ポイント高く、収入率の向上を図る点からも特別徴収事業所の指定を徹底していく必要がある。

《収入率の比較》平成24年度

特別徴収(99.74%) ←→ 普通徴収(93.13%)

平成24年度までの取組状況

ア 受給者総人員3人以上の事業所を対象に指定を実施(平成24年度)

- 静岡県下一斉の特別徴収事業所指定の取組みとの連携を図る中で、平成24年度の指定予定事業所を対象とした説明会の実施

イ 浜松市への入札参加資格及び補助金の申請時における、特別徴収の義務付け条件の強化(平成24年度から)

ウ 民間委託事業者による、特別徴収新規指定事業所への電話連絡による通知書の到達確認と事務内容の説明事業

エ その他の取組み

- 事業所への訪問勧奨活動
- 文書による勧奨活動
- 浜松納税意識啓発市民会議での特別徴収事業所拡大決議
- 社会保険労務士会への協力依頼
- 浜松市入札参加資格の特別徴収の義務付け(正規従業員3人以上の事業所)
- 地元ラジオ局の番組を活用した特別徴収事業所拡大の取組みの説明
- 特別徴収拡大用チラシの配布、ポスターの掲示、市の広報誌への掲載
- 県財務事務所との協力体制により県職員が訪問勧奨を実施
- 新規指定事業所への電話連絡による事務内容の説明及び納入等の確認
青色申告会、税理士会、商工会等への取組内容の説明

今後の取組み

現在未指定となっている事業所を対象として、指定の拡大を図るとともに、特別徴収指定初年度は、収納担当課と連携しながら納入等の指導を徹底していく。

(5) 浜松納税意識啓発市民会議との協働

設立趣旨

平成 19 年 11 月 29 日に、活力ある浜松を推進し、未来を支える市税の安定的確保を図るため、「自らの地域は自ら支える」気概をもって、市内の商工業関係団体、税に関する団体、報道関係団体が連携して、納税の重要性を内外に訴え、円滑な納税に協力する組織として、浜松納税意識啓発市民会議を設立した。

平成 24 年度事業実績

- 総会で「口座振替の推進」「特別徴収事業所の拡大」「外国人に対する納税意識の高揚」を重点目標と決定。
- 口座振替推進のため、クリアホルダー2,500部を作成し、市役所窓口や青色申告会の窓口で配布。
- ザザシティと遠鉄百貨店のオーロラビジョンで「税金ってなあに？篇」のCMを放送。
- 外国人に対する納税意識の高揚を図るため、2種類のポスターを作成し、遠鉄電車主要9駅や遠鉄バス（フロントワイドライン）に掲出。

平成 25 年度の取組み

・広告宣伝事業

- 1 オーロラビジョン、バス前幕を利用した広報
- 2 啓発ポスターの作成、掲示
- 3 啓発チラシ、グッズの作成、配布
- 4 新聞、情報誌を活用した納税意識の啓発
- 5 マスメディアによる情報発信

・外国人に対する啓発事業

- 1 啓発ポスター作成、掲示
- 2 啓発チラシ、グッズの作成、配布

(6) エルタックス (eLTAX) の実績と取組み

開始時期

- 利用届出受付開始 平成 20 年 12 月 13 日
- 電子申告(eLTAX)受付開始 平成 21 年 1 月 13 日

実績

電子申告(eLTAX)の状況

	個人市民税 (給与支払報告書)	法人市民税	固定資産税 (償却資産)	事業所税
申告事業所総数	31,805	28,012	16,015	1,608
電子申告事業所数	11,657	15,911	3,292	157
電子申告率 (%)	36.65	56.80	20.56	9.76

法人市民税と事業所税は、平成 24 年 4 月から平成 25 年 3 月までの申告数から算出

個人市民税と固定資産税は、平成 24 年 1 月から 12 月までの申告数から算出

電子申告(eLTAX)の推移

(電子申告率%)

	個人市民税 (給与支払報告書)	法人市民税	固定資産税 (償却資産)	事業所税
平成 23 年度	9,779 (33.51)	14,383 (50.44)	3,212 (20.69)	111 (6.14)
平成 24 年度	11,657 (36.65)	15,911 (56.80)	3,292 (20.56)	157 (9.76)

分析

- 個人市民税 (給与支払報告書) の申告率は 36.65%、前年度比 3.14 ポイント増
- 法人市民税の申告率は 56.80%、前年度比 6.36 ポイント増
- 固定資産税 (償却資産) の申告率は 20.56%、前年度比 0.13 ポイント減少したが、電子申告事業所数は 80 件増加
- 事業所税の申告率は 9.76%、前年度比 3.62 ポイント増
- 浜松納税意識啓発市民会議の会員である税理士会の協力もあり、市内の税理士等に積極的に活用されている。
- 電子申告事業所の増は、課税コストの削減に効果がある。今後も継続してエルタックスの利用を促進していく。

今後の取組み

- 特別徴収事業所指定の取組に合わせ、エルタックスの利用を促進していく。
- ポスター、チラシなどで更なる加入促進、利用促進を図る。

(8) 市役所の税務組織体制の見直し

税源移譲や長引く景気低迷などにより、自主財源の根幹である市税の重要性がこれまで以上に高まり、税務行政において「公平」「公正」「効率」の3つの原則を堅持していくためには、今まで以上に信頼される適正な業務遂行が求められている。そのような中、平成19年4月1日の指定都市移行とともに課題となっていた課税事務の効率性を向上させるとともに、職員の資質向上を図るため、平成24年9月に税務組織の再編を行なった。

組織再編の内容

ア 課税事務の本庁集約

- 区長の責任で行っている課税事務を市長の権限として一元的に行うため本庁に集約
- 業務の効率化を図るため、各区で重複していた事務を統合
- 職員の専門性の向上を図るため、一体的な人事管理

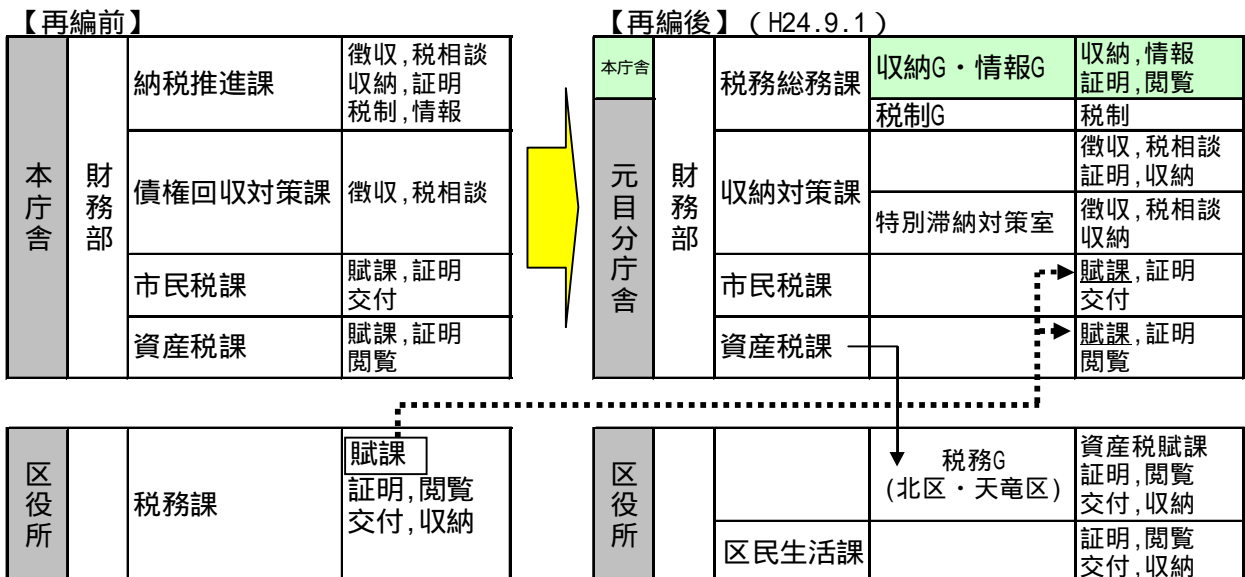
イ 税務業務の執行体制の強化

- 企画調整などの機能を独立させ、税務部門を総括する「税務総務課」を新設
- 徴収業務を一体的に行い、収入率の向上を図るため、債権回収対策課と納税推進課の徴収に関する機能を統合し、「収納対策課」を新設
- 徴収困難案件に対応するため、収納対策課内に「特別滞納対策室」を設置
- 証明発行などのサービスについては、引き続き各区役所で行なうとともに、固定資産税の調査を機動的に実施するため、北・天竜区に資産税課税務グループを配置

ウ 税務担当部長の新設

- 課税・徴収の連携により税務機能を強化し、税務行政を一元的に管理するため、財務部に税務関係業務の総合的な調整を行う「税務担当部長」を配置

【税務組織再編概要図】



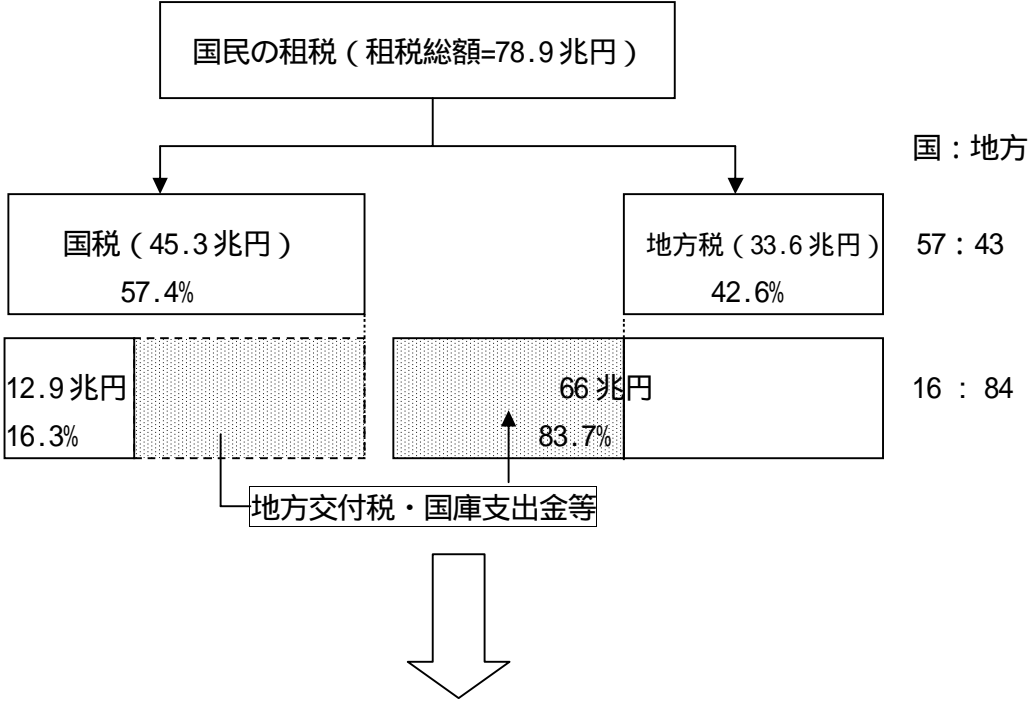
国と地方の取組み

1 国と地方の税体系

平成 24 年度の国と地方の税配分は、国が 45.3 兆円、地方が 33.6 兆円となっているが、地方譲与税や地方交付税、国庫支出金などを国から地方へ交付した後の租税の実質的な配分額は、国 12.9 兆円、地方 66 兆円となっている。

今後、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるようにするため、国と地方の役割分担を抜本的に見直したうえで、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう地方税の配分割合を高めていく必要がある。

国・地方における租税の配分状況（平成 24 年度）



国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」

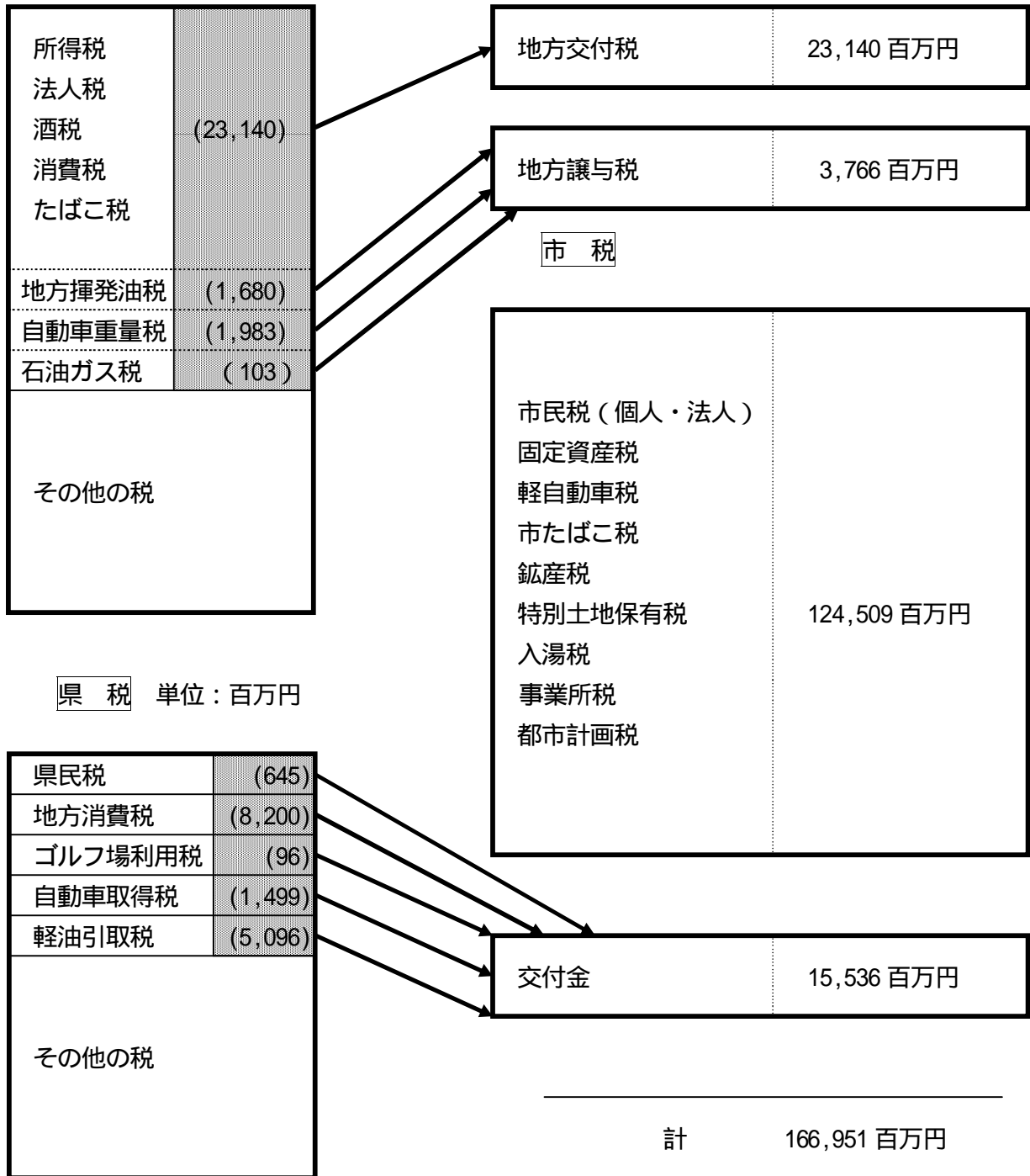
国 税	地 方 税
国の役割	地方の役割

国税、県税、市税の関連図

国 税

単位：百万円

平成 24 年度浜松市決算額



平成 24 年度浜松市の決算額では、国税から地方交付税 23,140 百万円、地方譲与税 3,766 百万円、県税から交付金として 15,536 百万円となった。市税 124,509 百万円と合わせた決算額は、166,951 百万円となった。

2 静岡地方税滞納整理機構の実績と効果

事業内容

- (1) 滞納整理事業・・・構成団体から引き受けた事案に係る滞納処分及び相談事務
 - (2) 税務研修事業・・・構成団体の職員に対する徴収研修や課税研修の開催
 - (3) 申告書の受付等・・・軽自動車税に係る申告書の受付、審査、保管等
- 浜松市から機構への職員の派遣 2名

滞納整理事業の実績

移管予告に対する効果（平成24年5月31日現在）

移管予告書送付件数	378件
完納件数	13件
納付約束件数	114件
催告対象金額（本税）	562,848千円
納付金額（延滞金含む）	40,192千円

徴収実績（平成24年6月1日～平成25年5月31日）

	浜松市	静岡県全体
移管件数	150件	1,087件
移管金額（本税）	221,034,742円	1,708,133,272円
徴収金額（本税）	72,179,372円	647,625,581円
収納率（ / ）	32.66%	37.91%
差押件数	233件	1,204件

「静岡県全体」は県財務事務所分を含む。

移管による効果額

機構徴収額（延滞金含む）	86,575千円	146件（うち完納15件）
経費 （機構への負担金支出）	24,760千円	ア 基本負担額 100千円 イ 処理件数割額 16,500千円 （@110千円×150件） ウ 徴収実績割額 8,160千円
返還額	2,492千円	負担金に対する執行残
効果額（ - （ - ））	64,307千円	

平成25年度移管状況（平成25年6月3日現在）

	浜松市	静岡県全体
移管件数	150件	997件
移管金額（本税）	210,114,005円	1,599,822,866円

継続事案を除く。「静岡県全体」は県財務事務所分を含む。

3 条例指定寄附金制度

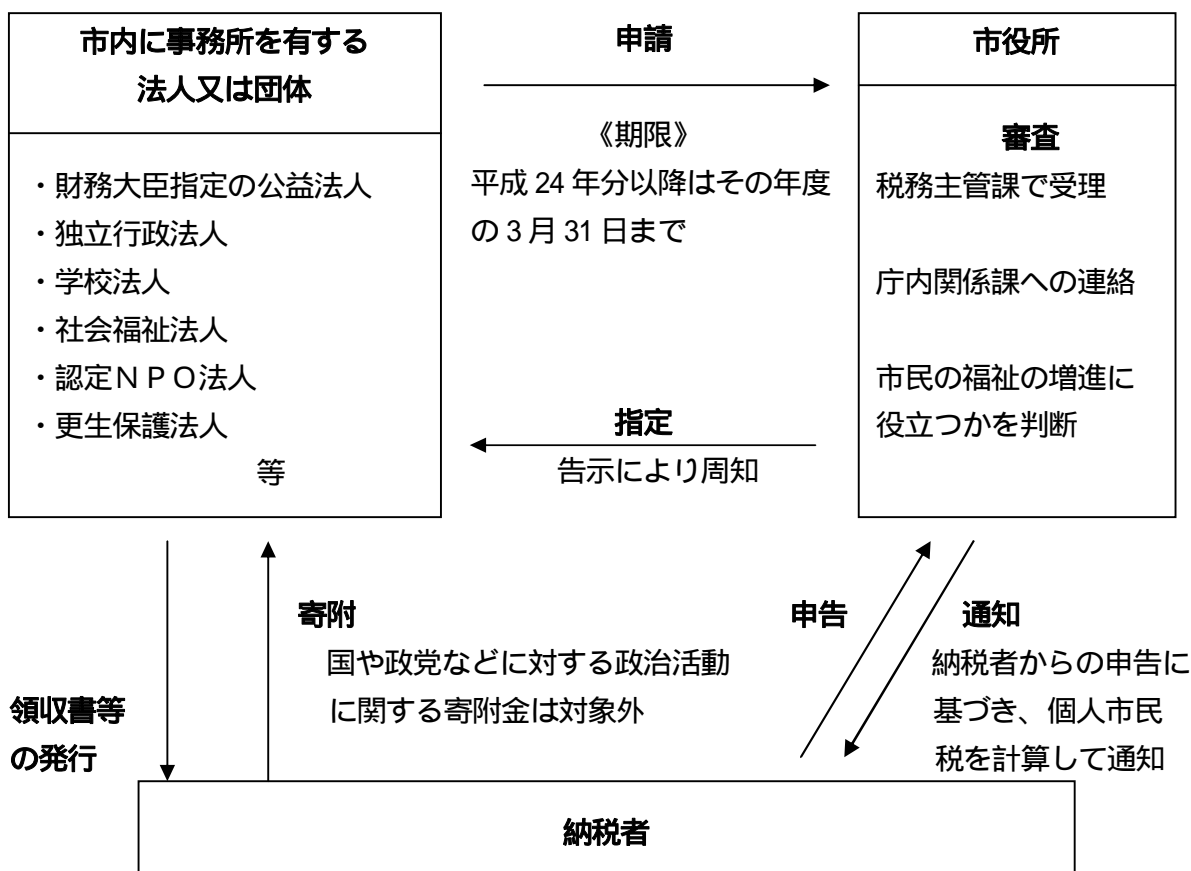
条例指定寄附金制度とは

- 地域に密着した民間公益活動や、わが国の寄附文化を一層促進する観点から個人住民税における寄附金税制を拡充するために平成 20 年 4 月 30 日の地方税法等の一部を改正する法律の施行により導入された。
- 条例で指定した法人や団体に対する寄附を行った場合、2 千円を超える部分（総所得金額等の 30%が上限）について、市民税 6%及び県民税 4%（市・県民税両方の指定があれば合わせて 10%）を乗じた額が翌年度の個人住民税から軽減される。

本市が条例指定した法人数（平成 25 年 3 月 31 日現在）

- 社会福祉法人 66 法人
- 国公立大学法人 3 法人
- 私立学校法人 12 法人
- 公益財団法人 3 法人

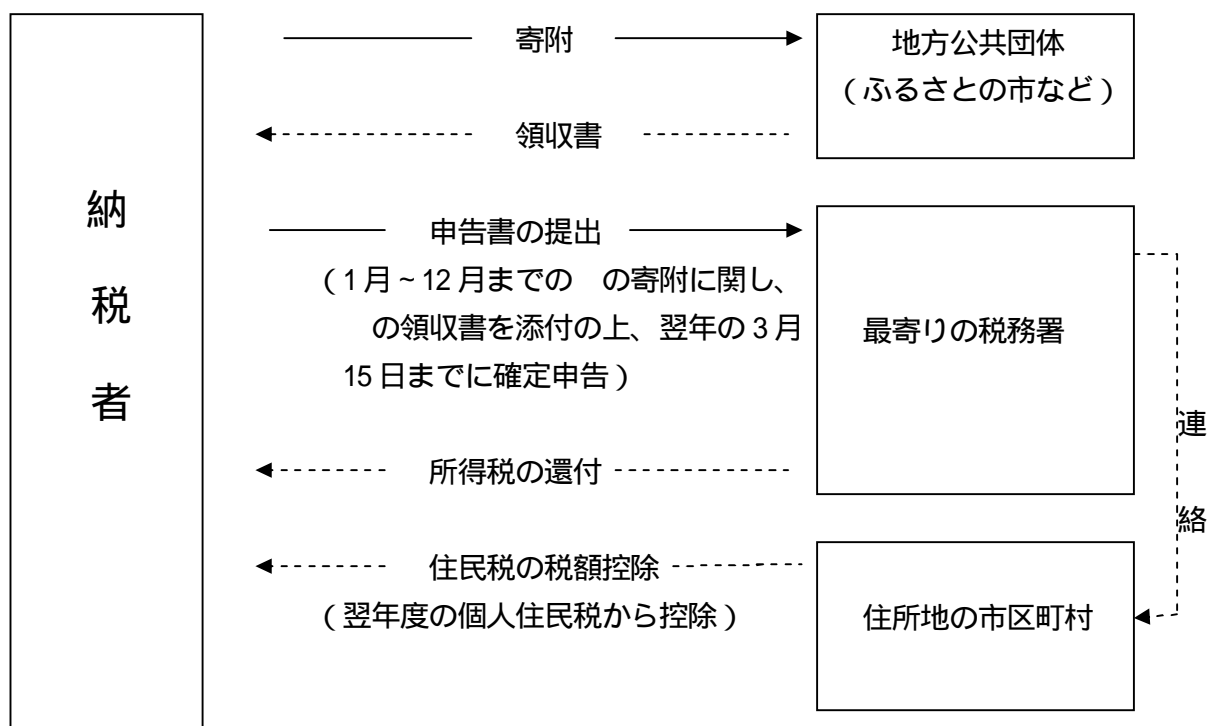
条例指定寄附金の流れ



4 ふるさと納税（寄附金）制度

ふるさと納税とは

- 「ふるさと納税」制度は、愛着のある故郷（ふるさと）に貢献したいという想いを実現するため、応援したい自治体へ寄附をした場合、その寄附金の一定限度額を、今の居住地の住民税などから控除できるしくみである。（平成20年度税制改正により創設）



本市の取組み

- 本市にゆかりのある方、愛着のある方、故郷に貢献したい方々などの想いを寄附というかたちで応援していただくため、「寄附の方法」や「ふるさと納税のしくみ」などをホームページに掲載している。市外の方だけでなく、市内在住の方にも応援をいただくため広報紙にも掲載した。
- 「ふるさと納税」のちらしを作成し、シティプロモーションの機会ごとに配布をするとともに「浜松やらまいか大使」や「浜松サポーターズクラブ」の皆様にも協力をお願いした。
- 首都圏における情報収集及び発信の拠点である東京事務所とも連携をとって「ふるさと納税」のPRに努めた。

寄附者へのお礼など

- 1万円以上の寄附をしていただいた個人の方には、お礼状と共に、「浜松市の特産品」を進呈する。【農産物・海産物（2種類）・木工製品（2種類）の中から1つを選択】

寄附金の活用を希望する政策メニュー

- (1)産業、雇用の創出
- (2)子育て、学力の支援
- (3)防災、防犯の強化
- (4)自然との共生、持続可能な社会の実現
- (5)健康づくりの推進、地域医療の充実
- (6)地域文化の創造、魅力発信
- (7)浜松市におまかせ
(「頑張れ浜松応援基金」へ積み立て)

平成 24 年度の実績

寄附件数・金額 169件 3,428,100円

- 市外在住者件数 116件
- 市民からの件数 53件
- 政策メニュー別実績件数・金額

(1)産業、雇用の創出	16件	595,000円
(2)子育て、学力の支援	33件	710,000円
(3)防災、防犯の強化	3件	50,000円
(4)自然との共生、持続可能な社会の実現	27件	360,000円
(5)健康づくりの推進、地域医療の充実	8件	110,000円
(6)地域文化の創造、魅力発信	5件	50,000円
(7)浜松市におまかせ	77件	1,553,100円

浜松市の税の分析

1 統計からみた税の分析

(1) 全国的な比較からみた浜松市の特徴

[平成 24 年度決算税目別構成比の比較]

(単位：百万円、%)

		指定都市 平均	構成比率	浜松市	構成比率	比較
市民税	個人	83,176	33.29	44,691	35.89	2.60
	法人	28,941	11.58	10,483	8.42	3.16
固定資産税		98,706	39.50	50,666	40.69	1.19
軽自動車税		1,170	0.47	1,524	1.22	0.75
市たばこ税		10,138	4.05	4,836	3.89	0.16
事業所税		7,720	3.09	5,024	4.04	0.95
都市計画税		19,905	7.97	7,147	5.74	2.23
その他の税		115	0.05	138	0.11	0.06
計		249,871	100.00	124,509	100.00	

指定都市平均は、平成 25 年度の指定都市（浜松市を除く 19 都市）の平均（市町村税の徴収実績第 6 表より）。

- ・ 指定都市の平均と本市を比べてみると、個人市民税、固定資産税、軽自動車税及び事業所税の構成比が高く、法人市民税及び都市計画税の構成比が低くなっている。
- ・ 固定資産税の比率が高く、都市計画税の比率が低いのは、市域は広いが市街化区域の割合が少ないことを示している。
- ・ 軽自動車税は、構成比率としては約 1%であるが、指定都市の構成比率平均と比較すると倍以上である。このことは、本市において自動車が市民生活に欠かせないものであることを示している。

[平成 24 年度決算(現年課税分)税目別収入率の比較]

(単位 : 百万円、%)

		指定都市 平均収入額	収入率	浜松市 収入額	収入率	比 較 -
市民税	個人	81,876	98.23	43,853	98.24	0.01
	法人	28,873	99.73	10,454	99.50	0.23
固定資産税		97,634	97.89	50,084	99.06	2.03
軽自動車税		1,146	97.02	1,504	97.92	0.9
市たばこ税		10,138	100.00	4,836	100.00	0
事業所税		7,702	99.74	4,978	99.61	0.13
都市計画税		19,663	98.74	7,066	99.05	0.31
その他の税		114	95.01	134	99.02	4.01
計		247,146	98.81	122,909	98.85	0.04
前年度実績		241,933	98.65	123,341	98.63	0.02

指定都市平均は、平成 25 年度の指定都市（浜松市を除く 19 都市）の平均（市町村税の徴収実績第 6 表より）。

- ・本市の現年課税分収入率は、法人市民税、事業所税が指定都市平均を下回ったものの、現年課税分滞納処理体制の確立などにより上昇し、全体で比較した場合、指定都市の平均を上回った。
- ・前年度収入率との比較からも分かるように、指定都市全体の収入率も上昇しており、どの都市も現年課税分収入率の向上に重点をおいていることが分かる。
- ・固定資産税、都市計画税、軽自動車税で指定都市の平均値を上回ったことは、高い口座振替加入率により安定した税収入を得られていると考えられる。

(2) 経年変化からみた平成 24 年度決算の特徴

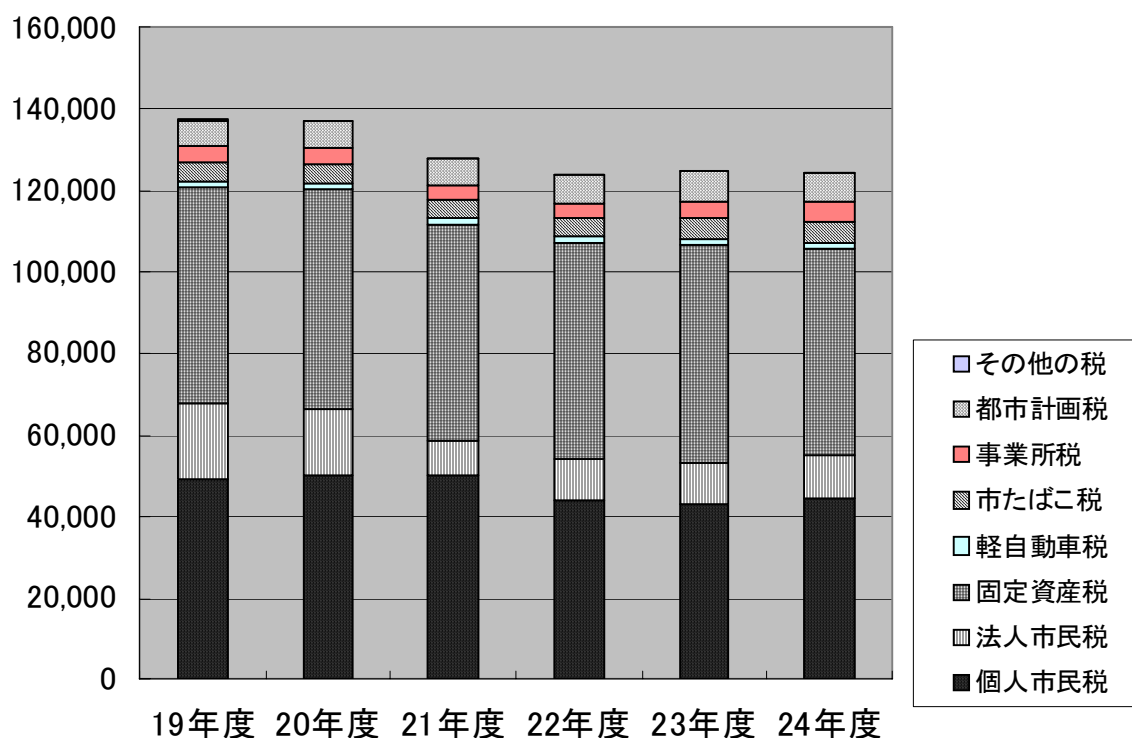
税目別収入額の推移（現年課税分 + 滞納繰越分）

（単位：百万円）

		H19	H20	H21	H22	H23	H24
市民税	個人	49,146	50,295	50,301	44,003	43,040	44,691
	法人	18,851	16,240	8,243	10,116	10,272	10,483
固定資産税		52,878	53,909	53,381	53,291	53,510	50,666
軽自動車税		1,349	1,397	1,438	1,467	1,491	1,524
市たばこ税		4,778	4,525	4,234	4,308	4,902	4,836
事業所税		3,757	3,869	3,874	3,763	4,240	5,024
都市計画税		6,421	6,547	6,574	6,700	7,482	7,147
その他の税		248	131	112	114	112	138
計		137,428	136,913	128,157	123,762	125,049	124,509

単位：百万円

税目別の推移

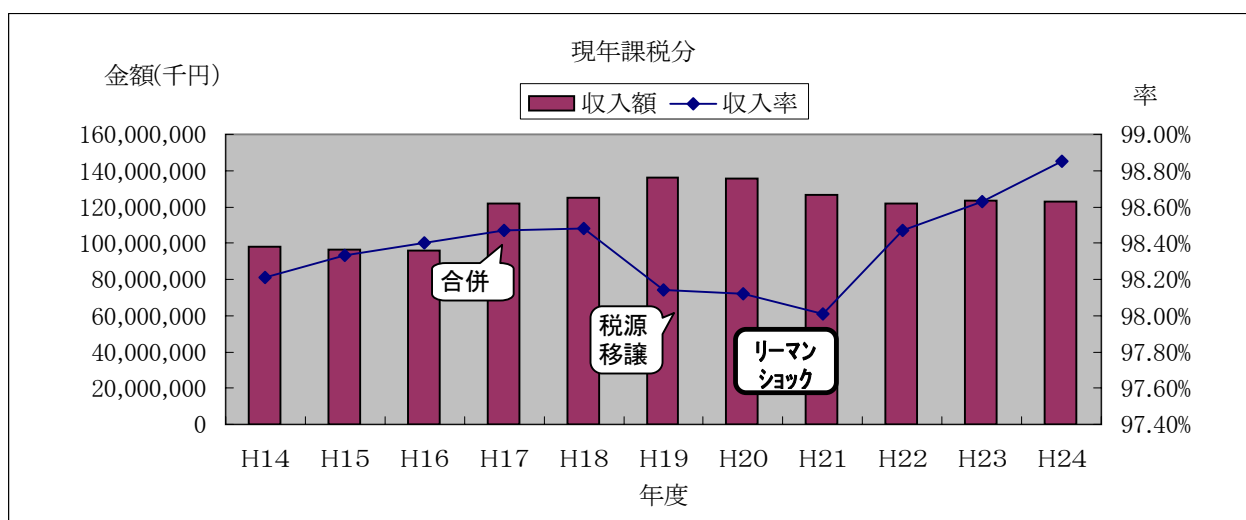


市税総額は、平成 19 年度の税源移譲の影響もあり増加傾向であったが、平成 20 年度に、合併後初めて前年度決算額を下回り 136,913 百万円となった以降、平成 22 年度の 123,762 百万円まで 3 年連続の減となっていた。平成 23 年度は合併による都市計画税の不均一課税措置等が終了したため、125,049 百万円となり、4 年ぶりに前年度を上回ったが、平成 24 年度は、固定資産税における、土地の地価下落、3 年に一度の評価替えによる既存家屋の減価が大きく影響し、124,509 百万円となり再度前年度を下回った。

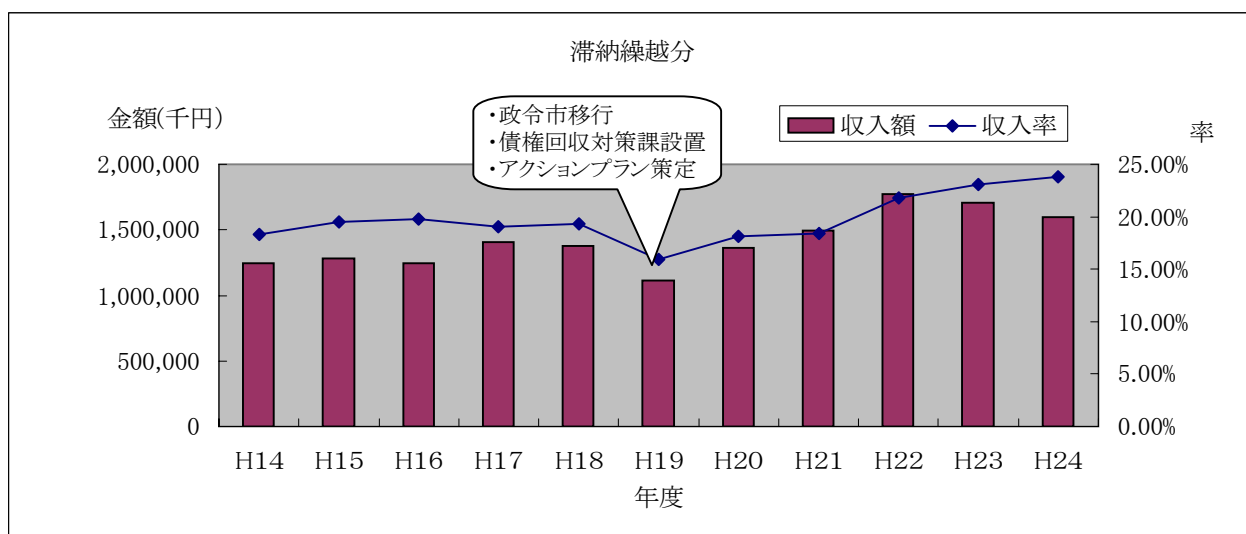
- ・ 個人市民税は、平成 19 年度の税源移譲、定率減税廃止などにより、平成 21 年度には 50,301 百万円（平成 18 年度対比 9,793 百万円の増）になった。しかし、平成 22 年度はリーマンショックによる前年の個人所得の落ち込みのため大幅に減少し、平成 23 年度まで減少を続けていた。
平成 24 年度は、課税の基準となる平成 23 年分の個人所得水準は前年並みであるが、扶養控除の見直し（年少扶養控除廃止）などの影響により、対前年比 1,651 百万円の増となった。
- ・ 法人市民税は、平成 19 年度の 18,851 百万円まで順調に増加してきたが、平成 20 年度は世界同時不況で 16,240 百万円、さらに平成 21 年度は前年度からの景気低迷の影響で 8,243 百万円まで落ち込んだ。平成 22 年度から景気がやや持ち直したことにより、平成 23 年度に続き、平成 24 年度で 3 年連続の増となり、10,483 百万円となった。
- ・ 固定資産税は、平成 18 年度の 51,901 百万円から、平成 22 年度の 53,291 百万円まで、概ね同水準で推移していた。平成 23 年度は宅地分譲や大型分譲マンションなど家屋が好調であったため 53,510 百万円となり、対前年比 219 百万円の増となったが、平成 24 年度は地価下落、3 年に一度の評価替えによる既存家屋の減価が大きく影響し、対前年比 2,844 百万円減の 50,666 百万円となった。
- ・ 軽自動車税は、軽四輪乗用自動車の登録台数増により、平成 18 年度の 1,292 百万円以後も毎年着実に増加しており、平成 24 年度には 1,524 百万円となった。
- ・ 市たばこ税は、平成 18 年度の 4,814 百万円から、分煙化や禁煙化が進み、健康志向が高まったことにより平成 21 年度までに 4,234 百万円まで減少した。平成 22 年 10 月の税制改正による税率の引き上げのため、増加に転じていたが、平成 24 年度は売り渡し本数が約 1,135 万本減となり、対前年比 66 百万円減の 4,836 百万円となった。
- ・ 事業所税は、平成 18 年度の 3,711 百万円以降、大きな変動はなかったが、平成 24 年度は平成 23 年度と同様、合併により新たに浜松市となった地域における課税免除が終了したことにより、対前年比 784 百万円増の 5,024 百万円増となった。
- ・ 都市計画税は、平成 18 年度の 6,338 百万円から毎年微増しており、平成 23 年度は合併による不均一課税措置が終了し、市内全域の市街化区域における土地及び家屋に対し一律 0.3%の課税となったため、対前年比 782 百万円増の 7,482 百万円となったが、平成 24 年度は地価下落と既存家屋の減価の影響により 335 百万円減の 7,147 百万円となった。

(3) 浜松市の市税収入率実績表

年度	現年課税分			滞納繰越分		
	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
H14	100,027,557	98,235,058	98.21%	6,778,553	1,243,896	18.35%
H15	98,073,898	96,436,909	98.33%	6,574,419	1,282,385	19.51%
H16	97,354,620	95,797,892	98.40%	6,287,049	1,245,395	19.81%
H17	123,602,743	121,708,338	98.47%	7,388,936	1,405,547	19.02%
H18	126,914,442	124,982,131	98.48%	7,114,796	1,376,634	19.35%
H19	138,893,087	136,315,500	98.14%	6,974,904	1,112,993	15.96%
H20	138,144,906	135,549,385	98.12%	7,506,875	1,363,411	18.16%
H21	129,236,948	126,661,063	98.01%	8,134,982	1,495,679	18.39%
H22	123,888,269	121,992,099	98.47%	8,125,055	1,769,955	21.78%
H23	125,059,237	123,340,696	98.63%	7,389,077	1,707,823	23.11%
H24	124,342,438	122,908,560	98.85%	6,730,452	1,600,534	23.78%
H24全体	131,072,890	124,509,094	94.99%			



現年課税分の収入率は、平成19年度からの税源移譲により個人住民税の税構造が変更となったため、平成18年度の98.48%をピークとして大幅に低下していたが、個人市民税における特別徴収事業所の指定の拡大や、早期かつ徹底した徴収対策により、平成24年度決算では、前年度を0.21%上回る98.84%となり、過去最高となった。



滞納繰越分については、15.96%と落ち込んだ平成19年度以外は17%～19%台となっていたが、平成23年度に引き続き差押えを中心とした滞納整理の徹底などの対策によって、対前年比0.66%増の23.77%まで上昇した。

2 市民一人当たりの分析

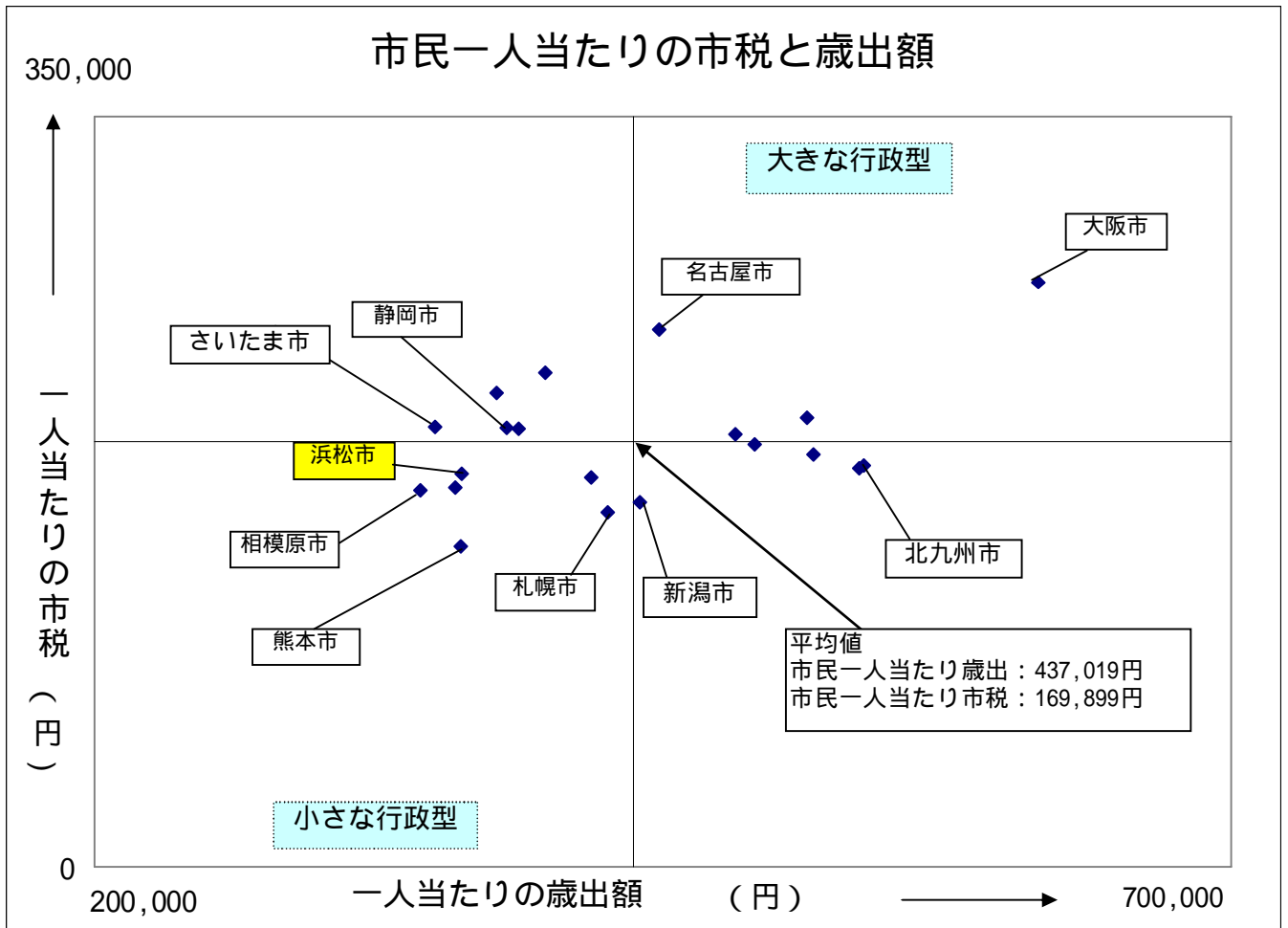
(1) 市民一人当たりの市税と歳出額の関係

大きな行政型：市税も歳出も多い 大阪市、名古屋市など

：市税が多く歳出が少ない さいたま市、静岡市など

小さな行政型：市税も歳出も少ない 浜松市、堺市、熊本市など

：市税が少なく歳出が多い 新潟市、北九州市など



対象都市は、平成 25 年度の指定令市 (20 都市)

本市は左下の「小さな行政型」に属しており、1人当たりの市税は指定都市の平均近くだが、1人当たりの歳出額は指定都市で5番目に少ない状況である。

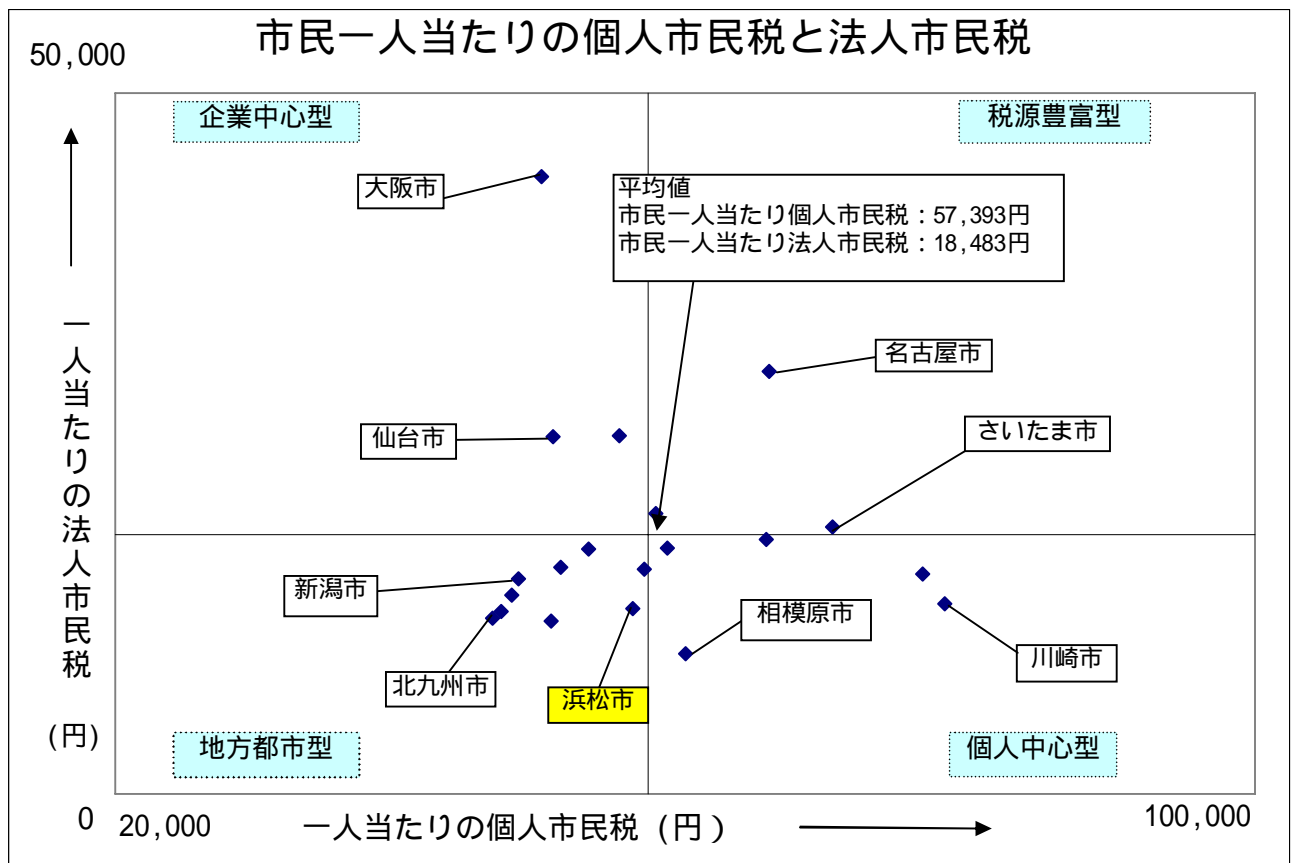
(2) 市民一人当たりの個人市民税と法人市民税の関係

税源豊富型：法人市民税も個人市民税も多い 名古屋市、さいたま市など

地方都市型：法人市民税も個人市民税も少ない 浜松市、北九州市、新潟市など

企業中心型：法人市民税が多く個人市民税が少ない 大阪市、仙台市など

個人中心型：法人市民税が少なく個人市民税が多い 川崎市、相模原市など



対象都市は、平成 25 年度の指定都市（20 都市）

本市の一人当たりの個人市民税は指定都市の平均をやや下回っており、法人市民税においては、指定都市の中でも低い水準にあることから、「地方都市型」に分類される。

平成 25 年版
浜松市の市税のすがた

平成 25 年 9 月発行

編集・発行 浜松市財務部税務総務課
浜松市中区元目町 120 番地の 1
TEL 053 (457) 2141